

自主まちづくり計画提案書

令和7年2月12日

(宛先) 鎌倉市長

団 体 名 谷際自治会.....

届出者

地区の名称	谷際自治会
対象区域	別紙区域図のとおり
区域の所在地	手広二丁目3番～24番、ただし18番33号と36号は除く
まちづくりの目標	西に富士山と丹沢の峰を望み、鎌倉山に連なる樹林地を背景とした私たちの谷際地区。 ほぼ平坦で生活の便の良いこの区域の、安全で快適な環境を今のまま保ち、次の世代も安心して住むことが出来る「まち」を創っていきます。
計画の概要	1 「基本方針」と「まちの将来像」 2 推進すべき計画 (1) 区域の特性を生かした総合的な環境整備 (2) 住宅地としての快適な環境づくり (3) 教育・福祉・医療の仕組みづくり (4) 災害に強い安全なまちづくり (5) 楽しく活力のあるまちづくり 3 計画の実現に向けて

鎌倉市まちづくり条例に基づく
手 広 谷 際 地 区
自 主 ま ち づ ぐ り 計 画

初版：平成12年 9月 6日
改訂版：令和 7年 2月12日

谷 際 自 治 会

1-1 基本方針

私たちの谷際自治会は、その成立に向けて努力してきた道程が、団結力のある現自治会の土台になっています。

その歴史をふまえて、よりよい環境の保全と改善を、これから私たちの〈まちづくり活動〉の目標とし、自治会活動の柱としていきたいと考えます。

1-2 まちの将来像

(1) 素晴らしい自然と、生活し易い環境の両立するまち

四季折々に変化する富士山の景観を眺望でき、鎌倉山に連なる樹林地を背景とする自然環境、そして日常の買い物や交通の便も良く、医療機関も近くに点在する生活のしやすい環境を形成することを目指します。

(2) 美しく憩いのあるまち

庭木や街路樹を含めて、まち全体がよく手入れされていて、子どもも高齢者ものんびりできる活気あふれる広場の利用を推進していきます。

(3) 活気あふれるまち

人々は、お互いに声を掛け合い、賑やかな雰囲気が漂い、また、公園や広場では様々なアクティビティが行われ、住民の交流の場となり、訪れる人々に元気と活力をこれからも与えられるよう目指していきます。

(4) 自治会が医療サービス、高齢者サービスの連携役となっているまち

高齢者や体の不自由な方でも安心して快適に暮らせるよう、お互いに助け合う自治会の存在があり、各種医療・高齢者サービスとの連携役を担っていきます。

(5) 良好な住環境の維持保全と向上を目指すまち

住みよい住環境の維持保全には業者にも協力をお願いし、本自主まちづくり計画など地域のルールを運用して、区域内の美観や安全を保ち、まちの良好な住環境を維持していきます。

このような「まちの将来像」をイメージし、今後推進すべき計画を掲げます。

2. 推進すべき計画

(1) 区域の特性を生かした総合的な環境整備

市の「都市マスタープラン」深沢市街地域の方針と調和を図りつつ、深沢地域の新しいまちづくり基本計画も視野に入れながら区域内外の環境改善を図ります。

イ. 周辺樹林地の保全

鎌倉山に連なる樹林地は、私たちの区域にとって貴重な環境資源であり、その大部分が平成21年に手広・笛田特別緑地保全地区に指定され、永続的に保全が図られています。この樹林地の多くは民有地であるため、引き続き、土地所有者と私たちが協力して管理を行い、市の助言等も得ながら樹林地を良好に保っていきます。

ロ. バイパス化した道路の改善

県道（藤沢鎌倉線）から深沢消防署に通じる区域内の主道路は、近年バイパス道路として外部の車両の通行が激しく、道路の横断に危険を感じ安心して歩けない道路となっています。

子どもや高齢者も安全に歩行出来るように、市の協力を得て関係官庁と協議しながら住宅地内道路として、住民が安心して歩ける道としていきます。

(2) 住宅地としての快適な環境づくり

現況の街並み景観を保全し、市のまちづくり条例・都市景観条例等の精神を生かしながら、ルールを決めて快適な居住環境づくりを進めていきます。

イ. 住環境の協定

公共の福祉を維持し増進するための制限は「建築基準法」だけでは私たちが進める、〈まちの将来像〉の「良好な住環境の維持保全と向上」に十分ではありません。私たちみんなで申し合わせをし、ルールを守ること、事業者にも協力してもらう事が出来ます。一定の建築行為等を行う場合は、以下の項目を守ります。

(イ) 土地について

○宅地の細分化について、鎌倉市開発事業における手続及び基準等に関する条例が適用になる場合は、その基準を遵守し、そうでない場合は最低敷地面積を 150 m²未満にしない。ただし、自治会との協議により認められたものについてはこの限りではない。

○大幅な地形の変更（1.0m以上の土盛り及び切り土等）はしない。

(ロ) 建物について

○屋根・外壁については、区域内の美観を良好に保つため、原色及び刺激的な色彩を用いないものとします。

○共同住宅（アパート等）は、住環境の保全からも極力さけるように努力します。

ロ. 区域内の緑化について

みどり豊かなまち並みや通気性の良い環境を作るとともに、災害時の防災にも有益なので、接道部分と敷地内の緑化について、私たちは次のように定めます。

(イ) 景観及び安全上、コンクリート塀やブロック塀は出来る限り作らないようにします。

(ロ) 区域内緑化等のルールとして、接道部分・隣地境界は生け垣や中低木で緑化し、庭木や街路樹を含め区域内緑化の推進を図ります。

ハ. 公園の整備と活用

現在の公園は、あまり利用されておらず、従来の児童を対象としたものになっています。この点を踏まえて、公共の広場のあり方を見直し、従来の公園概念を考え直してみたいと思います。

区域内で知恵を出し合って、三カ所ある公園がそれぞれ特性を持つ公園となるよう、有効活用について検討し、素案を作成し市に提案していきます。

ニ. リサイクル運動

(イ) 買い過ぎを控え、分別排出を心がけ、生ごみ処理機を活用するなど、一人ひとりが3Rリデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（分別し資源化する）を意識し、ごみの減量化に努めます。

(ロ) アルミ缶の回収など、リサイクル活動を推進します。

ホ. 空き地・空き家の環境整備

防犯・防災等対策とあわせ、所有者と協議しながら、清掃や草花等の植栽また区域内農園として活用し、美観創出に努めます。

(3) 教育・福祉・医療の仕組みづくり

イ. 給食活動と巡回

区域内の高齢化に伴い、単身高齢者並びに高齢夫婦世帯に対する給食活動と適宜の巡回を有志により実施します。

区域内の民生委員・ボランティアと協調して、希望される世帯に定期的に持ち回りで給食サービスを行います。又、声かけ運動により高齢世帯の不慮の不幸防止に努めます。

ロ. 将来を担う子どもが、健やかに育つ環境づくり

この“まち”で、生まれ育つ子ども達が両親家族と同様、区域の人々にも愛されて健やかに成長し、素晴らしい思い出が残り自分たちもこの“まち”で次の世代を育てたいと思う、環境づくりを目指します。

区域内のみんなで協力し、男女問わず働く人たちが安心して子育て出来るように、例えば高齢者と子どものふれあい、さらに、保育園・幼稚園の時間外預かり、送り迎えなど、また、通学先が違っていても同じ“まち”の子どもとして、楽しく交流・遊べる場を作り、子供部を含む自治会の活動を通じて、子ども達が健全に育ち、楽しい思い出が残る“まち”を目指します。

(4) 災害に強い安全なまちづくり

イ. 自主防災組織で自治会内の役割(任務)を明確にしていますが、平常時の活動として

1. 防災訓練 2. 区域内安全点検 3. 防災資材の点検整備 4. 災害弱者援助体制など、行政の協力を得て、防災意識の普及を図ります。

また、自治会住民に平素の心がけ、災害時の行動基準を徹底し「自分たちのまちは自分たちで守る」意識の高揚を図ります。

ロ. 防犯対策

安心して暮らせるまちづくりは、住民の平素からのコミュニケーションが大切です。定期的な防犯訓練や有志による夜間パトロール、子どもの見守りを行い、住民の交流の場を広げる機会を作ります。

(5) 楽しく活力のあるまちづくり

地域社会に無関心な人が増えていますが、自分自身の生き甲斐のためにも、地元でボランティア活動や地域の美化活動や備蓄品の点検を兼ねた試食会などをして、活躍することの喜びをさぐりあてていきます。他の自治会とも必要に応じて合同で集い、お互いに共助しあいます。

自分たちの住むこの地は、ただ宿るだけの場ではなく住んでいて楽しく、誇りに感じる地域になることを目指します。

3. 計画の実現に向けて

自主まちづくり計画を推進し実現するために、自治会役員全員が合意を形成していきながら、計画を推進し、さらなる推進と運用にあたり、修正改善を加え、実現に向けて努力していきます。

構成は、自治会役員全員で、代表者は会長が兼務し、別途会員の中から役員会で選任した若干名を加え構成します。

計画を推進するにあたり、自治会会員の知識・経験等、得意又は関心分野への積極的な参加を得て、市の助言・協力も得ながら「鎌倉市都市マスタープラン」との整合を図り、修正改善を加え実現に向け活動します。

必要があれば、周辺自治会・町内会にも理解と協力をお願いします。